

結核定期健康診断について

(学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設、刑事施設の代表者、管理者の皆様へ)

○ 結核定期健康診断の実施と報告書提出のお願い

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）第53条2、第53条の7等の規定により、結核に係る定期の健康診断を実施し、保健所に報告しなければなりません。

結核の定期の健康診断は、結核の感染のリスクの高い集団や、結核を発病すると周囲に感染させるおそれが高い者等に対して健康診断の実施を義務付けることにより、結核を早期に発見し、集団感染を防ぐことを目的としていますので、年に1回の健康診断の実施とその報告についてご協力をお願いいたします。

	対象者	実施時期
学校	業務従事者	毎年度
	大学、高等学校、高等専門学校、 専修学校又は各種学校の学生・生徒 (修業年限が1年未満のものを除く)	入学した年度
病院 診療所、歯科診療所 助産所	業務従事者	毎年度
介護老人保健施設	業務従事者	毎年度
介護医療院	業務従事者	毎年度
社会福祉施設 ※	業務従事者	毎年度
	65歳以上の入所者	毎年度
刑事施設	20歳以上の被収容者	毎年度

※社会福祉施設：社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号～第6号までに規定する施設

1. 生活保護法関係：救護施設、更生施設
2. 老人福祉法関係：養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
3. 障害者総合支援法関係：障害者支援施設
4. 売春防止法関係：婦人保護施設

○実施方法

喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査
(一般的には胸部エックス線検査)

○報告様式と記入例

- ・様式：定期健康診断実施報告書（第26号様式）

報告様式は以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/yobosesshu/kansensho/tuberculosis.html>